

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度県政に関するデータ収集業務

## 2 目的

県が統計データを効果的な施策の立案・評価や事業の実施に活用することができるよう、県民等の意識やニーズを把握するため、アンケート調査によるデータ収集を実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）12月26日まで

ただし、契約締結後から調査実施までに、県が設問設計案を作成する等の準備期間が必要なため、以下の内容を参考とすること。

<スケジュールについての参考情報>

- (1) 契約締結後、県との調査項目調整のための期間：3週間程度を想定。
- (2) 調査実施可能な案件から順次、調査を開始（全3件）
- (3) 調査したデータ結果を元に令和7年度中に分析及び政策検討を行うため、年末までにデータ収集業務を終える必要あり。

## 4 業務内容

### (1) 調査の内容決定及び実施

以下の3件について、各1回調査を実施することとする。

- ① 婚活支援に関するニーズ調査
- ② 特殊詐欺に関する意識調査
- ③ 高校生の就職先の選択に関する調査

### ア 【各調査共通事項】 設問数及び選択肢

調査1件あたり 25問程度※、全設問（除スクリーニング）を平均して1設問あたり5～10選択肢程度を見込む。

なお、設問項目は、県が提示する設問項目案（含選択肢）に基づき決定する。（調査ごとに設問内容は異なる。）

受託者は必要に応じて、専門的な立場から設問内容への助言を行う。

※例：スクリーニング5問、本調査20問、合計で25問

（スクリーニングとは、事前調査として、実際の調査を行う前に、母集団の中から特定の条件に合致するサンプルを抽出するために行われる調査のこと。）

イ 【各調査個別事項】 調査概要、調査対象、有効回収サンプル数、調査方法

① 婚活支援に関するニーズ調査

(a) 調査概要

少子化対策として、結婚を希望する独身男女の1対1の出会いを支援する「さが出会いサポートセンター」を運営している。アンケート調査により、事業の認知度や利用者ニーズを把握し、今後の事業展開に向けたヒントを得るため調査を実施する。

(b) 調査対象

佐賀県に在住する18～39歳の独身の方

(c) 有効回収サンプル数（目安）

1000サンプル以上

(d) 調査方法

ウェブアンケート調査

② 特殊詐欺に関する意識調査

(a) 調査概要

本県の特殊詐欺被害を減少させるため、特殊詐欺の認知度や防犯に対する意識を把握し、効果的な広報を検討するために調査を実施する。

(b) 調査対象

佐賀県に在住する30～59歳の方

(c) 有効回収サンプル数（目安）

1000サンプル以上

（参考）調査対象母集団に対する有効サンプル数

年代ごとに各383サンプル以上あることが望ましい。

(d) 調査方法

ウェブアンケート調査

③ 高校生の就職先の選択に関する調査

(a) 調査概要

高校生の県内就職率の向上を図るため、高校卒業後就職した者の就職先の選択に関する要因を明らかにし、県内就職促進の施策検討のための調査を実施する。

(b) 調査対象

高校卒業後、就職した18～23歳の方のうち、以下、①の県出身者であり、

①②の都府県で就職した者

①山形県、福井県、島根県、香川県

②宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県

(c) 有効回収サンプル数（目安）

1000サンプル以上

(参考) 調査対象母集団に対する有効サンプル数  
上記 (b) ①の県において各 300 サンプル以上あることが望ましい。  
なお、提案により年齢層を拡大することも想定している。

(d) 調査方法  
ウェブアンケート調査

調査内容（調査対象、有効回収サンプル数、調査方法、設問数及び設問項目）については、県（統計分析課、関係課）及び統計分析課がプロポーザル方式で選定した事業者（以下「選定事業者」という。）と協議のうえ決定する。

なお、統計分析課は、決定した内容をもとに仕様を作成し、選定事業者と随意契約（委託契約）を締結する。

## (2) 成果品

本事業について県と委託契約を締結した選定事業者（以下「受託業者」という。）は、調査ごとに下記成果物について、調査開始から 1 か月以内に県に納品する。

ただし、この期間内に納品ができないことについて、予め県の了承を得た場合はこの限りではない。

- (a) ローデータ（収集した生データ（基本的には CSV 形式を想定）一式）
- (b) 単純集計表（電子データ一式）
- (c) その他、本調査により収集した全てのデータ一式

<調査スケジュール例>

- ・調査実施 2 週間前まで：調査項目作成・決定
- ・調査実施
- ・調査実施後 1 月以内：ローデータ、集計表作成・提供

※調査ごとの詳細なスケジュールは、その都度、県と受託業者で協議し決定する。

## 5 その他

- (1) 受託業者が本業務委託により生じた成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は佐賀県に帰属するものし、佐賀県は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (2) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。
- (3) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) この契約にあたり、個人情報を取り扱う場合は別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこと。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

### (再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
  - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
  - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

# 別紙 1

## 個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

## 別紙 2

### 個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

#### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

#### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

#### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)